別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、平成 7 年の 37,822 人をピークに減少傾向にあり、年齢 3 区分別人口の推移からも少子高齢化が進んでいる傾向にある。

事業所数も減少傾向にある。令和 3 年経済センサス活動調査結果（速報）によれば、町内の事業所数は 1,009 事業所であり、平成 28 年経済センサス活動調査結果と比較し約 15％減少している。本町における事業所の約 95％が従業員 30 人未満の中小企業であり、その内約 69％は従業員数 5 人未満であることが明らかとなっている（平成 28 年経済センサス活動調査）。小規模事業者が多い本町では、少子高齢化が進む中で事業者の高齢化、後継者・働き手の人手不足が事業所数減少の大きな要因の 1 つとなっていると考えられる。

また、地域経済分析システムにおける分析では、本町における労働生産性が県平均よりも低いことが明らかとなっており、生産性の向上に関する施策を講ずることが必要不可欠である。

今後も労働人口の減少が想定される状況において、先端設備の導入を促進し各事業所の労働生産性を高める取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

中小企業経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者に対し生産性の高い先端設備等の導入を促すことで、町内産業の活性化及び地域経済の維持発展を目指す。

これを実現するための目標として、2 年間で 5 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業所の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町

の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てを対象とする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や環境に配慮し、自ら消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、自己所有の建築物の屋根又は屋上に設置するものに限る。

3　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

町内全ての中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

（2）対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えている。各産業を担う中小企業が、生産性向上を実現するため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による事務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画において対象となる事業は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4　計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取り組みを先端設備導入基本計画の認定の対象としないなど雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。